

令和8年度（2026年度） 継続利用される方へ

1. 在籍の園の継続利用（2号・3号認定）を希望する方

《提出が必要な書類》

- ・「保育施設等利用申込書」… 児童1人につき1枚

※記入例はホームページよりご確認ください。



《提出期限と提出先》

__月__日までに園へ提出してください。

豊橋市役所 保育課
ホームページ

令和8年度非継続と申し出された方が、翌年度を継続希望に変更する場合は、
10月末までに在籍の園へお伝えください。なお、11月以降は変更することはできませんのでご注意ください。

2. 令和8年4月から転園や2号（保育部分）への変更を希望する方

下記の変更を希望する場合は令和8年4月入園申込が必要です。必要書類を揃えて受付期間内にお申込みください。また、令和8年度より1号から2号への認定変更の指数が見直されています。詳しくは「令和8年度認定こども園/保育園入園のご案内」17～18ページをご確認ください。

- ・1号（教育部分）→ 2号（保育部分）への認定変更を希望される方
 - ・保育認定（2号・3号認定）で転園を希望される方
- ※必要書類は、「令和8年度認定こども園/保育園入園のご案内」11～13ページを参考にしてください。
- ※結果によっては、ご希望の変更が叶わない場合もあります。

【令和8年4月利用申込受付期間 9月1日（月）～9月8日（月）】

転園の申込は、入園希望月の前月末で在籍している園を退園することが前提の申込となります。

転園を希望される場合は、現在の園にその旨を必ずお伝えしたうえで新年度の利用申込を行ってください。

※転園の希望が叶わなかった場合は在籍園を継続できません。

3. 令和8年4月以降、以下に該当する方のみ提出する書類

下記の書類はすべて豊橋市役所ホームページに掲載されています。必要に応じてダウンロードしてご利用ください。入手が難しい場合は在籍の園または市役所保育課までご相談ください。

① 「多子世帯届」＜0～2歳児クラスのみ＞

以下2つとも満たす方（保育施設を同時に利用しているきょうだいがいる場合は提出不要）

1. 0歳～2歳児クラスに在籍
2. 養育しているこどもが2人以上いる世帯の第2子目以降（2歳到達後の最初の3月31日を迎えるまでの年齢に限る）

② 「副食費の特定教育・保育施設による徴収に係る給付費支給申請書兼委任状」
＜3歳児クラス以上のみ＞

以下2つとも満たす方（保育施設を同時に利用しているきょうだいが2人以上いる場合は提出不要）

1. 3歳～5歳児クラスに在籍
2. 養育しているこどもが2人以上いる世帯の第2子目以降（2歳到達後の最初の3月31日を迎えるまでの年齢に限る）

③ 就学前のきょうだいが障害児通所支援を利用している場合
「施設等在籍状況申立書」

※令和8年4月になってから、施設による証明「施設等在籍証明書」を提出してください。

※ 障害児通所支援を利用している場合、書類の提出が2回必要となります。
保育料や副食費の減免に必要な書類ですので、必ずご提出ください。

【注意事項】

- (1) お仕事を辞められた場合など、現在の保育の必要性の事由から変更が生じた際は速やかに市役所保育課へ連絡してください。保育の必要性の事由が認定と異なる状況にあることが後から発覚した場合は、遡って認定を取り消す可能性がございます。その際に保護者様へ費用負担*1が生じる場合がございますので、あらかじめご承知おきください。

また、保育を必要とする理由がなくなった場合には、教育・保育給付認定を取消し、退園となります。ただし、認定こども園（満3歳以上児）については、教育・保育給付認定を変更し、継続して利用できる場合があります。

*1 参考負担額：定員100名の園で0歳児標準時間認定の場合、最低限必要な費用のみで月額約20万円

- (2) 市外へ転出した場合は、原則、豊橋市内の保育園等の利用はできなくなります。また、里帰り出産などで一時的に在籍園を利用しなくなる場合も同様です。速やかに在籍の園または市役所保育課に連絡してください。

問い合わせ：豊橋市役所 保育課
TEL 0532-51-2374
FAX 0532-56-5133